

3 福祉用具

1. 補装具などについて

(1) 補装具について

- 身体障害者手帳に記載されている障害、難病などによる生活の困難を補うための用具の交付、修理、借受けにかかる費用を支給します。
- 介護保険制度の対象者は、介護保険のサービスが優先します。
- 必ず、事前にご相談ください（購入・修理後の申請は対象になりません。）

【対象者】

- ・ 身体障害者手帳を受けた人（該当する障害・級の人）、または難病患者など
- ・ 医師の意見書などにより、補装具費の支給が必要と認められた人

【費用負担】

- ・ 市民税課税世帯は、1割負担（ただし、月額37,200円が負担上限額）

※市民税非課税世帯と生活保護世帯は無料。

※本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上ある場合、支給の対象になりません。

※国で定められた補装具ごとの基準額を超えた場合は、自己負担となります。

【耐用年数】

補装具ごとに耐用年数が定められています（例：車いす6年）。耐用年数内は原則として再支給できません。

【申請】

身体障害者手帳、見積書をお持ちください。※補装具の種類によっては医師の意見書、処方箋などが必要となります。必ず、事前にお問い合わせください。

補装具の種類

【視覚障害】

視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡

【聴覚障害】

補聴器

【音声・言語機能障害】

重度障害者用意思伝達装置

【肢体不自由】

義肢（義手・義足）、装具、車いす、姿勢保持装置、歩行器など

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業について

● 補装具費の支給対象とならない18歳未満の児童に補聴器購入費を助成します。

● 必ず、事前にご相談ください（購入・修理後の申請は対象になりません。）

【対象者】

・ 保護者が守山市内に居住している児童

・ 原則として両耳の聴カレベルが30dB以上70dB未満で障害者総合支援法の

補装具費支給の対象とならない児童

- 補聴器の装用により、言語の習得などに一定の効果が期待できると滋賀医科大学医学部附属病院、もしくは滋賀県立総合病院の医師が判断する児童

【費用負担】

- 市民税課税世帯は、補聴器の購入・修理費の3分の1

※市民税非課税世帯と生活保護世帯は無料

- 購入・修理費が基準額を超えた場合は、自己負担となります。

2. 日常生活用具について

- 重度の障害のある人または難病の人の在宅での日常生活の便宜を図るため、次の用具を給付または貸与します。
- 「在宅」には、グループホームを含みます。施設に入所している場合や、3ヶ月以上の長期入院中は原則支給できません。(ストマ用装具を除く。)
- 介護保険制度の対象者は、介護保険のサービスが優先します。
- 事前に必ずご相談ください(購入後は対象になりません。)
- 用具の詳細については、障害福祉課にお問合せください。なお、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、上肢・下肢または体幹機能障害に準じた取扱いとなります。

【費用負担】

- 市民税課税世帯は、1割負担(ただし、月額37,200円が負担上限額)
 - 市民税非課税世帯と生活保護世帯は無料
- ※用具の総額が公費負担の上限額を超えた場合、差額は自己負担となります。また、本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上ある場合、支給の対象になりません。

【申請】

身体障害者手帳(または療育手帳)、見直し書、用具詳細がわかるカタログなどをお持ちください。※用具によっては医師の意見書が必要

日常生活用具の種類

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、訓練用ベッド など

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、歩行補助杖(1本杖) など

【在宅療養等支援用具】

透析液加温器、ネブライザー、人工呼吸器用外部バッテリー など

【情報・意思疎通支援用具】

携帯用会話補助装置、点字図書 など

【排泄管理支援用具】

ストマ用装具、ストマ用装具にかわる紙おむつ など

【居宅生活動作補助用具】

住宅改造費(最大20万円)の助成

問合せ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203